

薬生食監発0407第2号  
令和2年4月7日

各検疫所長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

「*Kudoa septempunctata*の検査法について」の一部改正について

ヒラメからの*Kudoa septempunctata*の検査法については、平成28年4月27日付け生食監発0427第3号「*Kudoa septempunctata*の検査法について」の別添により実施いただいているところです。

これまで、本検査法において、スクリーニング検査の結果が陽性であって顕微鏡検査の結果が陰性の場合、国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部に郵送することとしておりましたが、陰性と判定できる場合には送付を不要とするため、別紙のとおり改正しました。

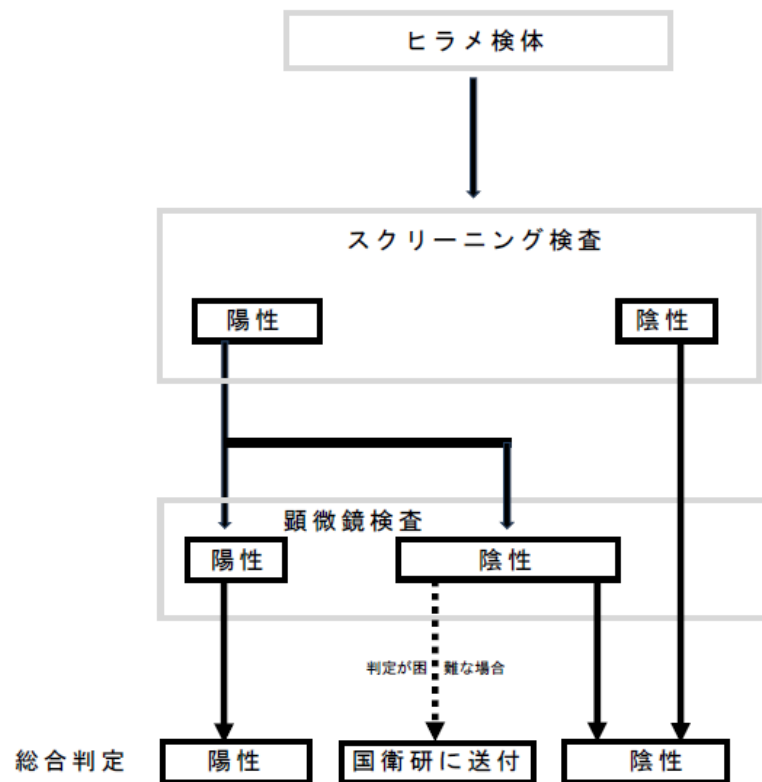
つきましては、これにより実施されるようお願いいたします。

平成 28 年 4 月 27 日付け生食監発 0427 第 3 号別添「ヒラメからの *Kudoa septempunctata* 検査法」の新旧対照表  
 (下線部分は改正部分)

新	旧
<p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 総合判定</p> <p>1) スクリーニング検査及び顕微鏡検査の結果が陽性的の場合に、陽性と判定し、食中毒の原因と判断する。スクリーニング検査の結果が陰性的の場合、顕微鏡検査を行わず陰性と判定する。スクリーニング検査の結果が陽性であって顕微鏡検査の結果が陰性的の場合、<u>陰性と判定する。陰性と判定が困難な場合には、国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部に郵送し、国立医薬品食品衛生研究所で再検査を行い、陽性か陰性かの最終判定を行う。なお、スクリーニング検査の結果が陽性であって顕微鏡検査で定量限界以下の場合、</u>「<i>Kudoa septempunctata</i> は認められたが、定量限界以下」であることを明記する。</p> <p>7. (略)</p>	<p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 総合判定</p> <p>1) スクリーニング検査及び顕微鏡検査の結果が陽性的の場合に、陽性と判定し、食中毒の原因と判断する。スクリーニング検査の結果が陰性的の場合、顕微鏡検査を行わず陰性と判定する。スクリーニング検査の結果が陽性であって顕微鏡検査の結果が陰性的の場合、国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部に郵送し、国立医薬品食品衛生研究所で再検査を行い、陽性か陰性かの最終判定を行う。なお、スクリーニング検査の結果が陽性であって顕微鏡検査で定量限界以下の場合、<u>「<i>Kudoa septempunctata</i> は認められたが、定量限界以下」</u>であることを明記する。</p> <p>7. (略)</p>

(参考) 検査法フローチャート

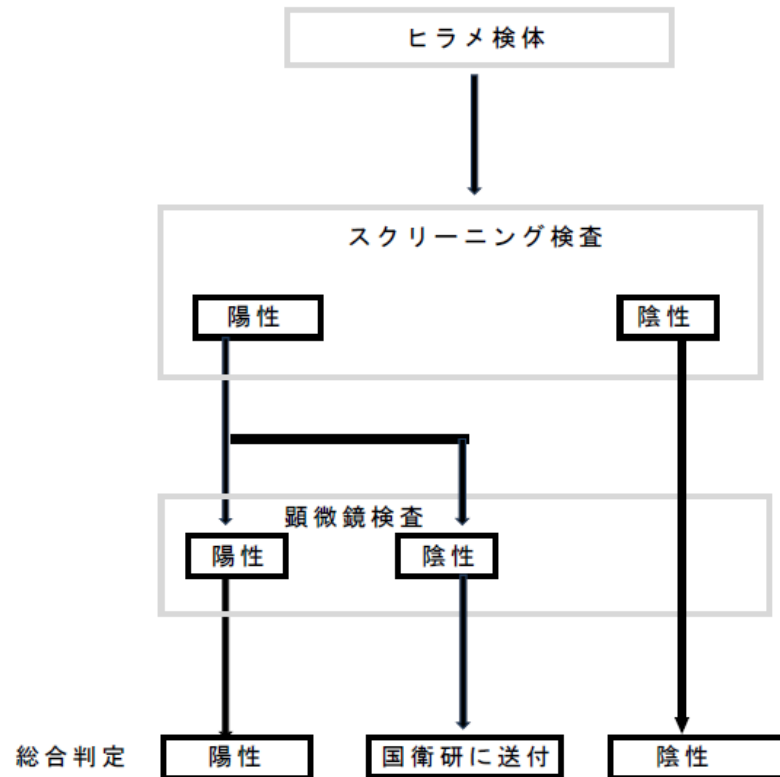
1) スクリーニング検査から行う場合



2) (略)

(参考) 検査法フローチャート

1) スクリーニング検査から行う場合



2) (略)